

| | |
|--|---------|
| 第74回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予 防 接 種 基 本 方 針 部 会 | 資料 1 |
| 2025(令和7)年12月19日 | |

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本日の内容

| テーマ | 論点 |
|------------------------|----------------------------------|
| 【1】高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて | (1) これまでの経緯等 |
| | (2) 経過措置について |
| | (3) 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の接種類型について |
| | (4) 定期接種の開始時期について |
| | (5) まとめ |

【1】高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて

（1）これまでの経緯等

（2）経過措置について

（3）高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の接種類型について

（4）定期接種の開始時期について

（5）まとめ

成人に使用可能な肺炎球菌ワクチンについて

- 肺炎球菌ワクチンは莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV）と結合型ワクチン（PCV）に大別され、2025年4月現在、PPSV23、PCV15、PCV20が販売されている。
- PPSV23は、23種類の血清型を示す肺炎球菌をそれぞれ培養し、殺菌後に莢膜ポリサッカライドを抽出、精製したものを混合した不活化ワクチンである。
- PCV15は15種類の、PCV20は20種類の血清型を示す肺炎球菌をそれぞれ培養し、各型の肺炎球菌莢膜ポリサッカライドを抽出し、精製した後、キャリアタンパク質CRM197と結合させ、混合した不活化ワクチンである。

参照：成人用肺炎球菌ワクチンファクトシート

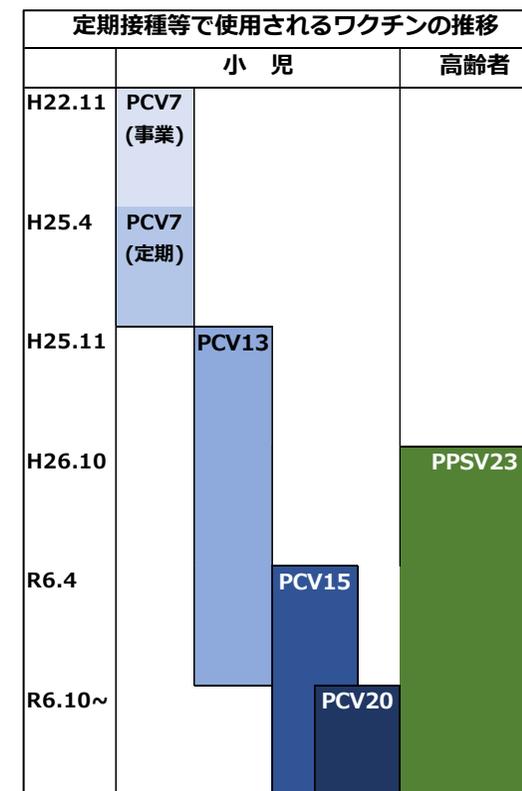
成人に対して販売されている各ワクチンの添付文書の記載等（成人に係る記載を抜粋）

| ワクチンの種類 | 効能又は効果 | 用法及び用量 | 成人・高齢者に対する薬事承認 | 定期接種 |
|--|--|-------------------------------|----------------|----------|
| 肺炎球菌ワクチン (23価肺炎球菌莢膜ポリ サッカライドワクチン /PPSV23) | 2歳以上で肺炎球菌による重篤疾患に罹患する危険が高い次のような個人及び患者 ○ 脾摘患者における肺炎球菌による感染症の発症予防 ○ 肺炎球菌による感染症の予防 1) 鎌状赤血球疾患、あるいはその他の原因で脾機能不全である患者 2) 心・呼吸器の慢性疾患、腎不全、肝機能障害、糖尿病、慢性髄液漏等の基礎疾患のある患者 3) 高齢者 4) 免疫抑制作用を有する治療が予定されている者で治療開始まで少なくとも14日以上 の余裕のある患者 | 1回0.5mLを 筋肉内又は皮下に 注射する。 | 昭和63年 | 平成26年～ |
| 沈降15価肺炎球菌 結合型ワクチン (PCV15) | 高齢者又は肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる者における 肺炎球菌（血清型1、3、4、5、6A、6B、7F、9V、14、18C、19A、19F、22F、 23F及び33F）による感染症の予防 | 1回0.5mLを 筋肉内に注射する。 | 令和4年 | — (※) |
| 沈降20価肺炎球菌 結合型ワクチン (PCV20) | 高齢者又は肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる者 肺炎球菌（血清型1、3、4、5、6A、6B、7F、8、9V、10A、11A、12F、14、15B、 18C、19A、19F、22F、23F及び33F）による感染症の予防 | 1回0.5mLを 筋肉内に注射する。 | 令和6年 | — (※) |
| 21価肺炎球菌 結合型ワクチン (PCV21) | 高齢者又は肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる成人における肺 炎球菌による感染症の予防 | 1回0.5mLを 筋肉内に注射する。 | 令和7年8月 | — |

※ PCV15は令和6年4月より、PCV20は令和6年10月より小児の肺炎球菌感染症の定期接種に用いられている。

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンのこれまでの経緯

- 昭和63年 3月 23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）が薬事承認
- 平成24年 5月 厚生科学審議会感染症部会予防接種部会（当時）より、「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、PPSV23について「広く接種を促進していくことが望ましい」とされた。
- 平成26年 6月 PCV13の適応が高齢者に拡大
- 平成26年10月 高齢者の肺炎球菌感染症が定期的予防接種の B 類疾病に追加
PPSV23を定期接種ワクチンに位置づけ
65歳以上の方に接種機会を付与するために、5年間の経過措置開始（-平成30年度）
- 平成31年 4月 接種機会の提供等のため、経過措置を5年間延長（-令和5年度）
- 令和4年 9月 沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）の高齢者に対する使用が薬事承認
- 令和5年 9月 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の高齢者に対する使用について、薬事申請（小児は令和5年3月に申請済）
- 令和5年12月 第22回ワクチン評価小委において、PPSVよりも優れた有効性が期待できるPCVについて、多価ワクチンの開発や薬事申請の状況等を踏まえ、ワクチン開発企業へのヒアリングや、ファクトシートの改訂要否に関する検討等を行うこととされた。
- 令和6年 8月 PCV20の適応が高齢者に拡大
- 令和6年 9月 第27回ワクチン評価小委において、知見の一定の集積を確認し、疾病負荷、PCV15及びPCV20の有効性・安全性、費用対効果評価について、ファクトシートを踏まえて再度議論を行うこととされた。
- 令和7年 7月 第30回ワクチン評価小委において、定期接種で使用するワクチンを、PPSV23からPCV20に変更することが妥当であり、PCV20を定期接種に導入する場合の接種年齢について、現行の65歳は適切であるとされたが、定期接種で使用するワクチン及び接種対象年齢等については引き続き予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等で審議をすることとされた。
- 令和7年 8月 21価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV21）の高齢者に対する使用が薬事承認。
- 令和7年10月 第71回基本方針部会において、PCV20を定期接種で用いるワクチンとして位置付け、定期接種の対象年齢については現行通りとすることについて了承された。また、65歳を超える年齢の者については、70歳で接種機会を設けることを軸に、あらためて基本方針部会において検討することとされた。



高齢者に対する沈降15価及び20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種について、技術的観点から評価し、とりまとめを行った。

知見の評価

【疾病負荷等】

- ・ 侵襲性肺炎球菌感染症（IPD）および肺炎球菌性肺炎の疾病負荷は、高齢者において高く、その予防は公衆衛生上重要である。
- ・ IPDにおける知見として、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）及び23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン（PPSV23）がカバーする血清型の割合は、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）より高い。
- ・ 小児へのPCV接種による、高齢者に対する間接効果（※）は報告されている一方で、成人へのPCV接種が他の成人に及ぼす間接効果を示した報告はない。（※）小児へのPCVの導入により、成人において、小児が接種するPCVがカバーする血清型の肺炎球菌感染症の流行が阻止されること。

【ワクチンの有効性】

- ・ PCV15及びPCV20について、現時点では臨床的な有効性を評価した知見はないものの、PCV13と比較して非劣性もしくは十分な免疫応答が確認されていることから、カバーする血清型のIPD及び肺炎球菌感染症に対する臨床的な有効性について、PCV13の知見を準用することは妥当である。
- ・ PCV13は、カバーする血清型について、IPDに対する高い効果と、肺炎球菌性肺炎に対する中等度の効果が確認されており、PPSV23において近年確認されているIPD及び肺炎球菌性肺炎に対する効果を踏まえると、カバーする血清型に対して、PCV13はPPSV23より高い有効性が期待できる。このため、PCV15及びPCV20においても、カバーする血清型に対してPPSV23より高い有効性が期待できる。
- ・ PCV13のワクチンの有効性は少なくとも4～5年間持続し、有効性は高齢になるほど低下すると報告されている。

【ワクチンの安全性】

- ・ PCV15及びPCV20について、ファクトシートで収集された知見において、重大な懸念は認められない。

【費用対効果】

- ・ 現行の定期接種対象者である65歳に接種する場合、現行のPPSV23と比較して、PCV20が最も費用対効果に優れ、PCV15及びPCV15-PPSV23連続接種も費用対効果は良好である。
- ・ PCV20について、接種年齢を上昇させた場合、65歳のみならず70歳での接種も費用対効果は良好であり、75歳及び80歳では費用対効果が悪化した。PPSV23の接種歴を加味した分析においても同様の傾向だった。

高齢者に対する沈降15価及び20価肺炎球菌結合型ワクチンの接種について、技術的観点から評価し、とりまとめを行った。

とりまとめ

- 各ワクチンにおける、カバーする血清型の割合、有効性、安全性、及び費用対効果の知見を踏まえ、定期接種で使用するワクチンを、PPSV23からPCV20に変更することが妥当である。
- 疾病負荷、ワクチンの有効性及び費用対効果の知見を踏まえ、PCV20を定期接種に導入する場合の接種年齢について、現行の65歳は適切である。また、PPSV23の効果の持続が漸減すること、及び、PPSV23接種歴のある者を含め70歳においても費用対効果の観点では良好であることも踏まえ、対象年齢について制度上の検討が必要である。
- PCV20を定期接種に導入する場合でも、目的は、現行どおり「個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資すること」として、定期接種を継続することが妥当である。
- 上記の技術的なとりまとめを踏まえ、定期接種で使用するワクチン及び接種対象年齢等については引き続き予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会等で審議をすることが妥当である。

第71回基本方針部会（令和7年10月23日）におけるご議論のまとめ

まとめ

- 高齢者の肺炎球菌感染症に用いるワクチンとして、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を定期接種で用いるワクチンとして位置付けることとし、この際、定期接種の対象者や実施方法等については、以下のとおりとする。

| | |
|----------------------------|---|
| 定期接種の対象者 （政令） | <ul style="list-style-type: none"> ● 65歳の者（現行通り） ● 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（現行通り） |
| （省令） | <p>※ 65歳を超える年齢の者については、70歳で接種機会を設けることを軸に、今後、あらためて本部会において検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 60歳以上65歳未満の者については、予防接種法施行規則においては、「心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と規定。（現行通り） |
| 用いるワクチン （省令） | <ul style="list-style-type: none"> ● 使用するワクチンは沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）とする。 ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の定期接種化に合わせて、肺炎球菌ワクチン（PPSV23）は使用するワクチンから除く。 |
| 接種方法・間隔 （省令） | <ul style="list-style-type: none"> ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を0.5mLを1回筋肉内に注射する。 |
| （通知） | <ul style="list-style-type: none"> ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を0.5mLを1回筋肉内に注射する。 |
| 長期療養特例 （省令） | <ul style="list-style-type: none"> ● 特例の対象とする。（現行通り） ● 特例の対象となる上限年齢は設けず、「特別の事情」がなくなったときから1年とする。（現行通り） |
| 定期接種対象者から除かれる者等 （政令・省令） | <ul style="list-style-type: none"> ● 政令・省令ともに現行通りとする。（現行通り） |
| 接種方法に関するその他の事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。（現行通り） ● 他のワクチンとの接種間隔の定めは置かないこととする。（現行通り） |

【1】高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて

(1) これまでの経緯等

(2) 経過措置について

(3) 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の接種類型について

(4) 定期接種の開始時期について

(5) まとめ

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの経過措置に係るこれまでの経緯

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンのこれまでの経緯

- ・平成26年10月より高齢者に対する肺炎球菌感染症を予防接種法上のB類疾病に位置付け、65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものに対して、PPSV23を用いて定期接種を開始した。
- ・また、65歳を超える方については、平成26年度から令和5年度までの約10年間の経過措置として、5歳刻み年齢ごとを定期接種の対象者として位置付け、PPSV23の接種機会を提供した。

ワクチン小委における議論のとりまとめ（一部抜粋）

- ・疾病負荷、ワクチンの有効性及び費用対効果の知見を踏まえ、PCV20を定期接種に導入する場合の接種年齢について、現行の65歳は適切である。また、PPSV23の効果の持続が漸減すること、及びPPSV23接種歴のある者を含め70歳においても費用対効果の観点では良好であることも踏まえ、対象年齢について制度上の検討が必要である。

第71回基本方針部会（令和7年10月）における経過措置にかかる結論

- 仮に高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種の対象年齢については現行通りとした場合、それを超える年齢の者については、PPSV23の接種機会を既に提供していることや、ワクチン小委における議論のとりまとめ等を踏まえ、70歳でPCV20の接種機会を設けることを軸に検討することとする。
- 具体的な年齢については、あらためて本部会において、現在定期接種化に向けた議論が行われている他のワクチンを含めた予防接種施策全体の中で、議論を行うこととする。

第71回基本方針部会（令和7年10月）における主なご意見

- 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの経過措置については、主に以下のようなご意見をいただいた。
 - ・ PPSV23を5年以内に再接種すると局所反応が強くなるというのは添付文書に書かれており、再接種に関して戸惑いを持つ医療関係者も多いということも踏まえて、PCVを接種することに関して丁寧な説明が必要ではないか。
 - ・ 有効性を考えると65歳から74歳までというデータが出ており、現場でもかなり多くの方が希望していると聞いており、対象者の拡大を考えるべきではないか。
 - ・ PPSV23の有効性の減衰を考えると、5年経ったらもう一回接種するという議論は分かるが、市町村として、70歳は費用対効果が良いが、75歳は費用対効果が悪いというのは一般住民への説明としては苦しい。年齢拡大ということに対しては慎重な議論が必要ではないか。

令和8年度以降の定期接種及びそれに伴う自治体負担について

- 令和8年度からの複数の定期接種の対象ワクチンの追加や変更が既に基本方針部会において了承されており、市町村等においては、これに伴う接種体制の整備や周知広報資材の作成等の事務負担が見込まれる。
- 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて、経過措置を設ける場合は、市町村等の事務負担は更に増加することが見込まれる。

令和8年度から変更を伴う定期接種（高齢者肺炎球菌ワクチンを除く）

【RSウイルスに対する母子免疫ワクチン（第72回基本方針部会 令和7年11月19日）】

- RSウイルス感染症を予防接種法のA類疾病に位置づけ、令和8年4月1日から定期接種の対象とすることや、その対象者等の具体的なプログラムの方針について了承いただいた。

【高用量インフルエンザワクチン（第72回基本方針部会 令和7年11月19日）】

- 現在、予防接種法のB類疾病に位置づけられているインフルエンザに用いるワクチンの一つとして、令和8年10月1日から定期接種の対象とすることや、その対象者等の具体的なプログラムの方針について了承いただいた。

【2価及び4価HPVワクチン（第72回基本方針部会 令和7年11月19日）】

- 令和8年度から、2価及び4価HPVワクチンを定期接種で用いるワクチンから除くことについて了承いただいた。

経過措置を設ける場合の制度設計上の課題

- 現在、実年齢で65歳の者が対象とされているところ、経過措置についても単純に実年齢で対象者を設定した場合、対象者に十分な接種機会を確保する観点から課題が生じることから、実務上複雑な運用とせざるを得ないことが想定される。
例) 経過措置を実年齢で70歳の者とした場合、定期接種開始初年度の4月2日に71歳となる者は、定期接種開始初年度における接種可能期間が4月1日の1日のみとなる。

自治体の事務負担について

- 令和8年度から同時に複数の定期接種の対象ワクチンの追加や変更が既に基本方針部会において了承されており、定期接種の実施主体である市町村等においては、これに伴う接種体制の整備や周知広報資材の作成等の事務負担が見込まれる。
- 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて、経過措置を設ける場合は、市町村等の事務負担は更に増加することが見込まれる。

(参考) 21価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV21)に係る今後の議論について

- 本部会においては、第31回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会(令和7年7月4日)におけるとりまとめ等を踏まえ、現時点ではPCV21を議論の対象とはせず、今後の同委員会における技術的な観点からの議論の結果を踏まえ、ご議論いただきたい。

21価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV21)に係るこれまでの経緯と現状

- ・ 令和6年8月に21価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV21)が高齢者等に対して製造販売承認申請を実施
- ・ 令和7年7月の第31回ワクチン小委において、高齢者等に対する沈降15価及び20価肺炎球菌結合型ワクチンについて議論
- ・ 令和7年8月に21価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV21)が高齢者等に対して薬事承認

第31回ワクチン小委(令和7年7月)における、PCV21に係るとりまとめ

- 仮に、今後PCV21が薬事承認された場合、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会において検討を開始する。



本部会におけるPCV21の取扱いについて

- 21価肺炎球菌結合型ワクチンが令和7年8月に高齢者等に対して薬事承認されているが、第31回ワクチン小委(令和7年7月)におけるとりまとめ等を踏まえ、本部会においては、今後のワクチン小委における技術的な観点からの議論の結果を踏まえ、高齢者に対する肺炎球菌感染症の定期接種におけるPCV21に係る論点についてご議論いただきたい。

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの経過措置について

高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの経過措置に係る検討事項

【これまでの経緯】

- ・ 65歳を超える方については、平成26年度から令和5年度までの約10年間の経過措置として、5歳刻み年齢ごとを定期接種の対象者として位置付け、PPSV23の接種機会を提供した。

【ワクチン小委における知見の評価（ワクチンの有効性に係る記載から一部抜粋）】

- ・ PCV13のワクチンの有効性は少なくとも4～5年間持続し、有効性は高齢になるほど低下すると報告されている。

【ワクチン小委における議論のとりまとめ（一部抜粋）】

- ・ 疾病負荷、ワクチンの有効性及び費用対効果の知見を踏まえ、PCV20を定期接種に導入する場合の接種年齢について、現行の65歳は適切である。また、PPSV23の効果の持続が漸減すること、及びPPSV23接種歴のある者を含め70歳においても費用対効果の観点では良好であることも踏まえ、対象年齢について制度上の検討が必要である。

【自治体の事務負担】

- ・ 令和8年度から複数の定期接種の対象ワクチンの追加や変更が基本方針部会において了承され、市町村等においては、これに伴う接種体制の整備や周知広報資材の作成等の事務負担が既に見込まれており、高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて経過措置を設ける場合、市町村等の事務負担は更に増加することが見込まれる。

【PCV21に係る今後の議論】

- ・ 令和7年8月に薬事承認された21価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV21）について、今後、まずは技術的な観点から定期接種化に係る検討が開始される見込みである。

事務局案

- PCV20を導入する場合の接種年齢について、70歳においても費用対効果は良好である一方で、既にPPSV23の接種機会が十分に確保されていたこと、有効性は高齢になるほど低下すること及びそれらの知見を踏まえワクチン小委において第一義的には現行の65歳が適切とされたこと、自治体の事務負担の考慮、今後PCV21の議論が開始される見込みであること等を踏まえ、現時点では65歳を超える方に対する経過措置を設けないこととしてはどうか。
- 65歳を超える方に対する経過措置については、今後PCV21の定期接種化に係る検討を行う際に、その必要性を含め、あらためて検討することとしてはどうか。

【1】高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて

(1) これまでの経緯等

(2) 経過措置について

(3) 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の接種類型について

(4) 定期接種の開始時期について

(5) まとめ

高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の接種類型について

高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の接種類型に係る検討事項

【これまでの経緯】

- ・平成26年10月より高齢者に対する肺炎球菌感染症を予防接種法上のB類疾病に位置付け、65歳の者及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるものに対して、PPSV23を用いて定期接種を開始した。

【ワクチン小委における議論のとりまとめ（一部抜粋）】

- ・PCV20を定期接種に導入する場合でも、目的は、現行どおり「個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資すること」として、定期接種を継続することが妥当である。

【第71回基本方針部会（令和7年10月）におけるご議論のまとめ（一部抜粋）】

- ・高齢者の肺炎球菌感染症に用いるワクチンとして、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を定期接種で用いるワクチンとして位置付けることし、対象者については現行規定のとおりとする。

事務局案

- 高齢者の肺炎球菌感染症に用いるワクチンとして、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を定期接種で用いるワクチンとして位置付け、対象者は現行規定のとおりとした場合であっても、小委員会でのとりまとめ等を踏まえ、定期接種の目的及び予防接種法上の接種類型については現行の規定通りとしてはどうか。

【1】高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて

- (1) これまでの経緯等
- (2) 経過措置について
- (3) 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の接種類型について
- (4) 定期接種の開始時期について**
- (5) まとめ

PCV20を用いた高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの定期接種の開始時期について

PCV20

- 企業より、仮に令和8年度から高齢者に対する肺炎球菌感染症に対する定期接種に用いるワクチンに指定された場合でも、十分供給できるように準備を進めている旨、表明されている。

参照：第27回本小委員会（令和6年9月4日）におけるファイザー社資料及び議事録
※ 事務局において企業にヒアリングを行い作成。

事務局案

- ワクチンの供給体制を踏まえ、自治体における準備期間を考慮し、令和8年4月1日から定期接種を開始することとしてはどうか。

【1】高齢者に対する肺炎球菌ワクチンについて

- (1) これまでの経緯等
- (2) 経過措置について
- (3) 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種の接種類型について
- (4) 定期接種の開始時期について
- (5) まとめ**

まとめ

事務局案

- 高齢者の肺炎球菌感染症に対する定期接種については、引き続き予防接種法のB類疾病とし、この際、定期接種の対象者等に関する具体的な規定については、以下の趣旨としてはどうか。

| | |
|----------------------------|---|
| 定期接種の対象者 (政令) | <ul style="list-style-type: none"> ● 65歳の者（現行通り） ● 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの（現行通り） |
| (省令) | <ul style="list-style-type: none"> ● 60歳以上65歳未満の者については、予防接種法施行規則においては、「心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者」と規定。（現行通り） |
| 用いるワクチン (省令) | <ul style="list-style-type: none"> ● 使用するワクチンは沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）とする。 ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）の定期接種化に合わせて、肺炎球菌ワクチン（PPSV23）は使用するワクチンから除く。 |
| 接種方法・間隔 (省令) | <ul style="list-style-type: none"> ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を0.5mLを1回筋肉内に注射する。 |
| (通知) | <ul style="list-style-type: none"> ● 沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV20）を0.5mLを1回筋肉内に注射する。 |
| 長期療養特例 (省令) | <ul style="list-style-type: none"> ● 特例の対象とする。（現行通り） ● 特例の対象となる上限年齢は設けず、「特別の事情」がなくなったときから1年とする。（現行通り） |
| 定期接種対象者から除かれる者等 (政令・省令) | <ul style="list-style-type: none"> ● 政令・省令ともに現行通りとする。（現行通り） |
| 定期接種の開始時期 (政令) | <ul style="list-style-type: none"> ● 定期接種の開始は、令和8年4月1日とする。 |
| 接種方法に関するその他の事項 | <ul style="list-style-type: none"> ● 同時接種については、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。（現行通り） ● 他のワクチンとの接種間隔の定めは置かないこととする。（現行通り） |

参考資料



(参考) 諸外国の導入状況

- 諸外国で概ね60-65 歳以上の高齢者を対象に肺炎球菌ワクチンの接種が公的接種に導入されている。
- 用いられるワクチンは、PCV20単独、PPSV23単独、PCV13又はPCV15とPPSV23の連続接種などである。
- PCV13又はPCV15が用いられる場合は、PPSV23の連続接種を実施している国が多い。一方で、PCV20又はPCV21を用いる場合は、PPSV23の連続接種は行われていない国が多い。

| 国 | 高齢者への接種 | | |
|-----------|--|--|------------------|
| | 年齢（歳） | 使用するワクチン | 高齢者の接種プログラムの導入状況 |
| 米国 | 50歳以上 | PCV15+PPSV23 PCV20 PCV21 | あり |
| カナダ | 65歳以上 | PCV20 | あり |
| 英国 | 65歳以上 | PPSV23※1 | あり |
| フランス | — | | なし |
| ドイツ | 60歳以上 | PCV20 | あり |
| イタリア | 65歳以上 | PCV13+PPSV23 | あり |
| オーストラリア※2 | 70歳 (70歳以上) 50歳以上の アボリジニと トレス海峡諸島民 | PCV13 (PCV15) (PCV20) PCV13+PPSV23×2回 (PCV15+PPSV23×2回) (PCV20+PPSV23×2回) | あり |
| ニュージーランド | — | | なし |
| 中国 | (60歳以上) ※3 | PPSV23 | なし※2 |
| 韓国 | 65歳以上 | PPSV23 | あり |

※1：英国の諮問会議であるthe Joint Committee on Vaccination and Immunisation（JCVI）は2023年6月時点でPCV20とPPSV23のいずれも65歳以上の成人に対して用いるワクチンとなり得るとの助言を示したが、2025年1月現在、公的接種においてPCV20は用いられていない。

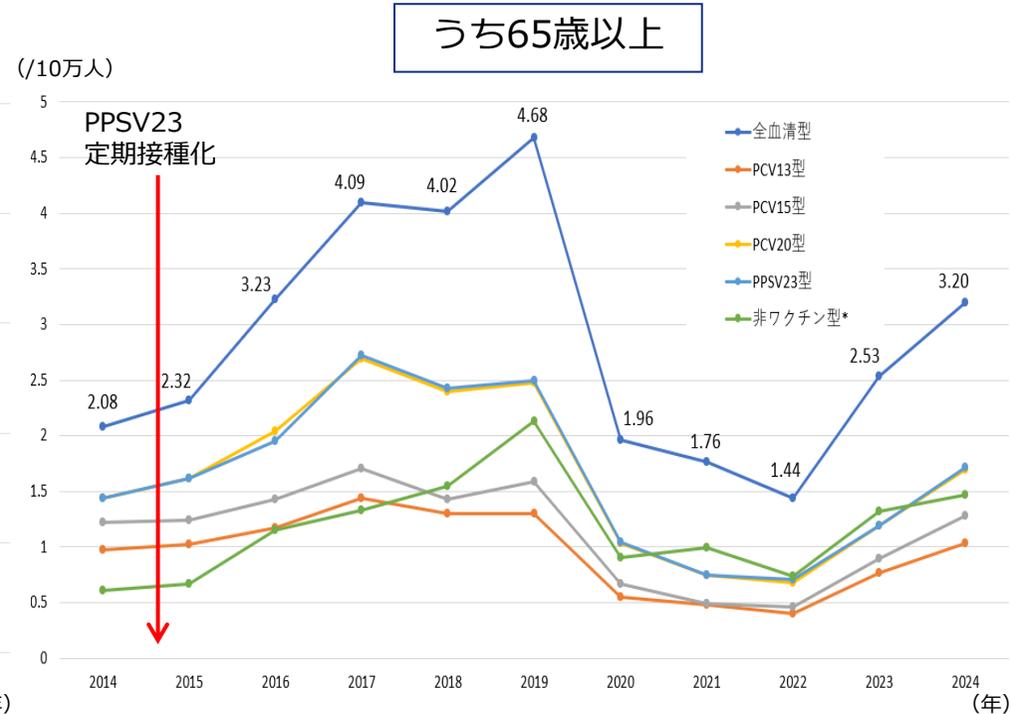
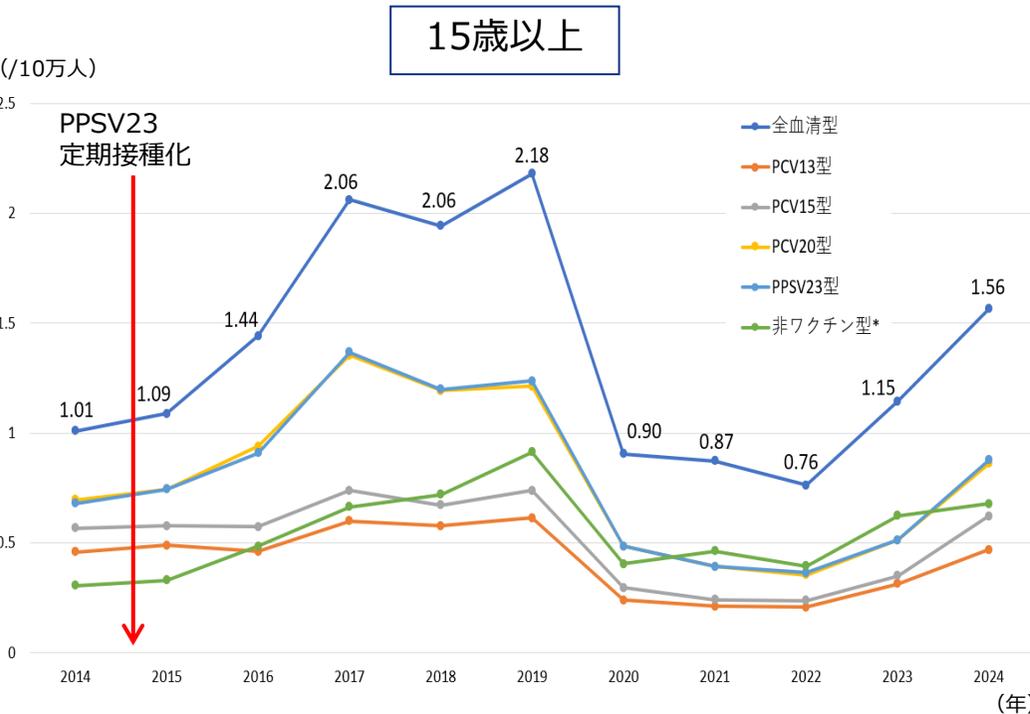
※2：70歳以上で未接種の場合はキャッチアップとして接種可能。また、PCV13、PCV15、PCV20、PPSV23いずれも推奨ワクチンに位置づけられているが、公的な接種プログラムとして公費負担で接種可能なのはPCV13とPPSV23のみ。

※3：中国では一部の地域(省単位)で公費助成が開始されている。

(参考) 15歳以上における侵襲性肺炎球菌感染症の疾病負荷

① 侵襲性肺炎球菌感染症 (IPD) の罹患状況 (人口10万人当たり)

- 2020-2022年のIPD罹患率は、2017-2019年と比較して大きく減少し、COVID-19に対する感染対策の影響と考えられた。2023年以降のIPD罹患率は上昇傾向にある。
- 2024年においても、PPSV23・PCV20・PCV15・PCV13の各ワクチンでカバーされる血清型が持続的に検出されている。
- 65歳以上に限定しても、15歳以上全体と同様のトレンドである。



*非ワクチン型：PCV13/15/20, PPSV23に含まれない血清型

各ワクチンで共通するワクチン型は重複計上している

【出典・研究概要】

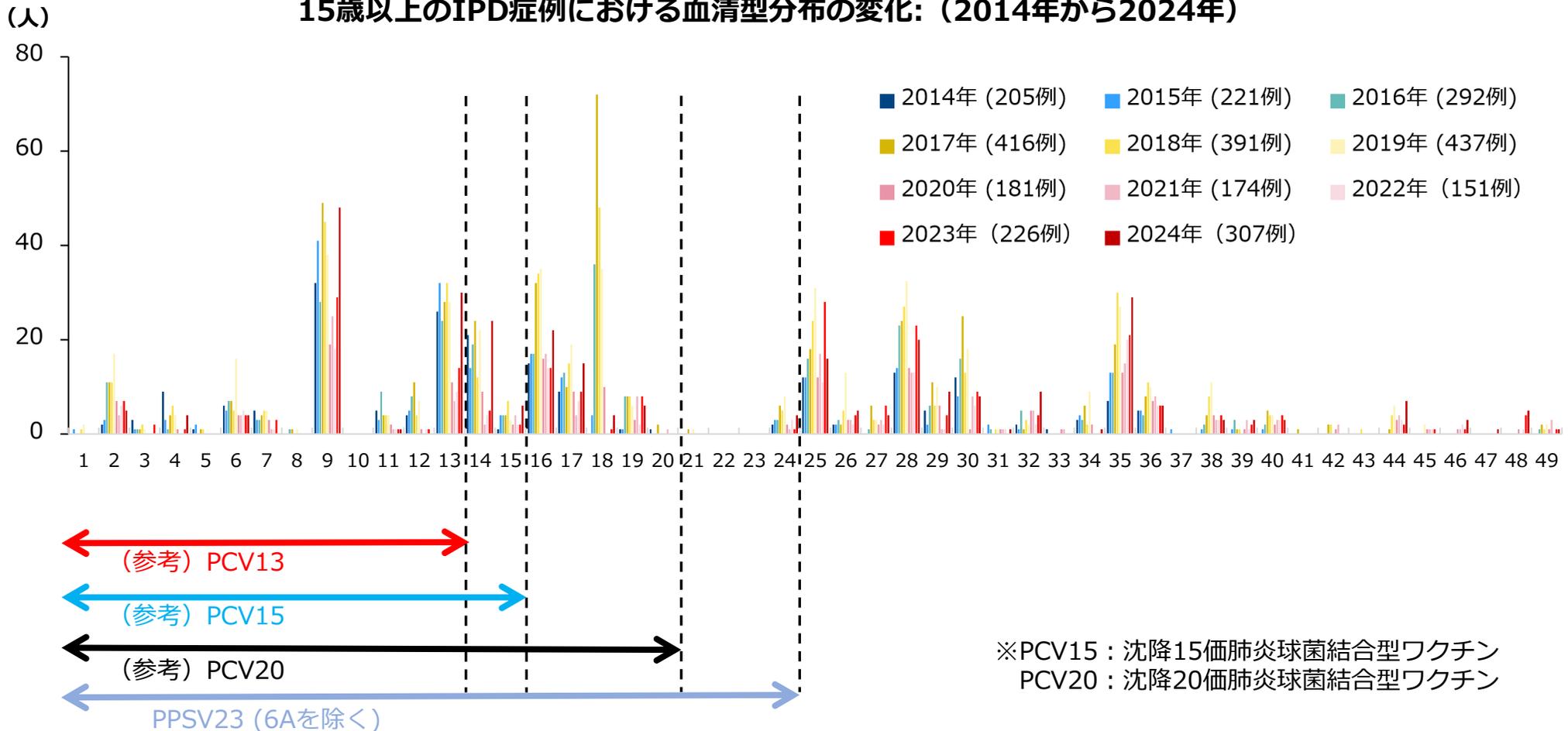
- 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 『成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの強化のための研究』（研究代表者 明田幸宏）（研究実施期間令和4年度-令和6年度）において収集
- 調査対象地域：北海道、宮城県、山形県、新潟県、三重県、奈良県、高知県、福岡県、鹿児島県、沖縄県の1道9県
- 対象患者：調査対象地域における15歳以上の侵襲性肺炎球菌感染症 (IPD) 全症例
- 研究手法：上記調査対象地域で届け出られたIPD症例から分離された菌株と臨床情報を収集。菌の同定・血清型解析は国立感染症研究所で実施

(参考) 15歳以上における侵襲性肺炎球菌感染症の疾病負荷

② 侵襲性肺炎球菌感染症 (IPD) の血清型分布: (2014年から2024年)

○ 15歳以上におけるIPD症例から検出された肺炎球菌の血清型について、PPSV23含有血清型は持続的に検出されている

15歳以上のIPD症例における血清型分布の変化: (2014年から2024年)



【出典】

- 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 『成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの強化のための研究』 (研究代表者 明田幸宏) (研究実施期間令和4年度-令和6年度)

(参考) 15歳以上における侵襲性肺炎球菌感染症の疾病負荷

③ 侵襲性肺炎球菌感染症 (IPD) の血清型割合の状況

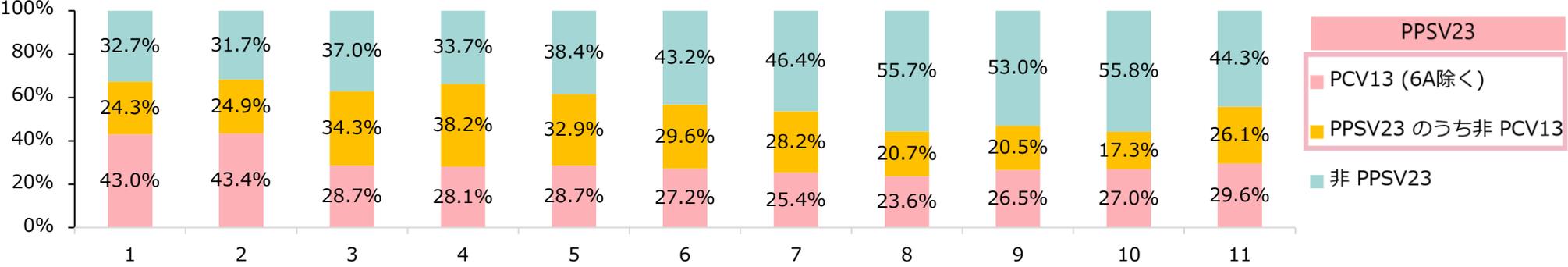
- 15歳以上におけるIPD症例から検出された肺炎球菌の血清型において、PPSV23及びPCV20でカバーされる血清型の割合がPCV13及びPCV15と比較して高い。
- PPSV23でカバーされる血清型の割合の推移をみると、PPSV23でカバーされる血清型のうち、PCV13に含まれる血清型 (※) の割合が大幅に低下している一方で、PCV13でカバーされない血清型の割合の低下は、比較的小さい。

※ PCV13でカバーされる血清型のうち6A以外

15歳以上のIPD由来肺炎球菌における各ワクチンで予防される血清型の割合 (%) (2014-2024年現在)

| | | 2014年 | 2015年 | 2016年 | 2017年 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 |
|--|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
| | 症例数 | 205 | 221 | 292 | 416 | 391 | 437 | 181 | 174 | 151 | 226 | 307 |
| 全症例に 占める各 ワクチン のカバー 割合 (%) | PCV13 | 45.4 | 44.8 | 31.8 | 29.1 | 29.7 | 28.1 | 26.5 | 24.1 | 27.2 | 27.4 | 30.0 |
| | PCV15 | 56.1 | 52.9 | 39.7 | 35.8 | 34.5 | 33.9 | 32.6 | 27.6 | 31.1 | 30.5 | 39.7 |
| | PCV20 | 68.8 | 68.3 | 65.1 | 65.6 | 61.4 | 55.6 | 53.6 | 44.8 | 46.4 | 44.7 | 55.0 |
| | PPSV23 | 67.3 | 68.3 | 63.0 | 66.3 | 61.6 | 56.8 | 53.6 | 44.8 | 47.7 | 44.7 | 56.0 |

15歳以上のIPD由来肺炎球菌におけるPPSV23で予防される血清型の割合の推移 (%) (2014-2024年現在)



注：PCV13がカバーする13の血清型のうち、血清型6AのみPPSV23でカバーされないため、本図ではPPSV23の内数として「PCV13（6A除外）」の割合を示した。
 上段の表の「PPSV13」の割合と本図の「PCV13（6A除外）」の割合は、血清型6Aの有無が異なるため一致しない。

【出典】

厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 『成人の侵襲性細菌感染症サーベイランスの強化のための研究』
 (研究代表者 明田幸宏) (研究実施期間令和4年度-令和6年度)

(参考) ワクチンの有効性についての知見：PCV15及びPCV20の免疫原性

- PCV15は、臨床試験において、PCV13との共通血清型に対してPCV13と比較し非劣性（うち1血清型は優位性）を示し、非共通血清型に対してPCV13と比較して優位性を示した。
- PCV20は、臨床試験において、PCV13との共通血清型に対してPCV13と比較し非劣性を示し、非共通血清型に対しては、PPSV23と比較して6血清型に対して非劣性、1血清型に対して非劣性に達しなかったが接種前のベースラインと比較して高く上昇した。

PCV15の免疫原性

- 50歳以上の成人を対象とした日本を含む複数国の第3相ランダム化比較試験において、PCV15接種後のOPA-GMT比（オプソニン貪食活性アッセイによる幾何平均抗体価）をPCV13と比較し、
 - PCV13と共通する13血清型のうち12血清型で非劣性基準を満たし、1血清型（血清型3）で優位性を示した。
 - PCV15のみに含有する2血清型に対しては、優位性を示した。

PCV20の免疫原性

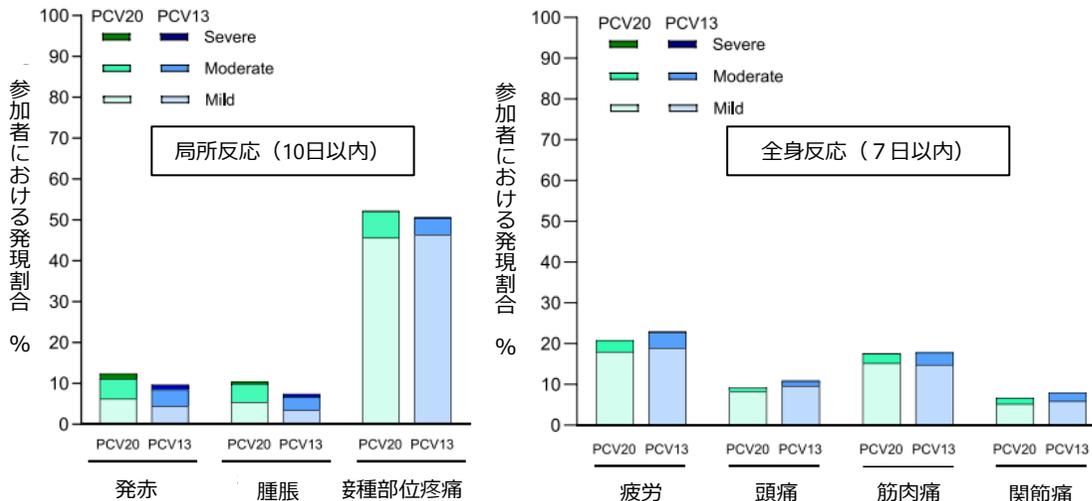
- 60歳以上を含む3つの年齢層の成人を対象とした海外第3層ランダム化比較試験において、60歳以上の参加者の、PCV20接種後のOPA-GMT比をPCV13及びPPSV23と比較し、
 - PCV13と共通する血清型すべてでPCV13と比較して非劣性基準を満たし、
 - PCV13に含まれていない7血清型のうち6血清型に対しては、PPSV23の同血清型と比較して非劣性、血清型8に対しては、PPSV23と比較して非劣性基準にわずかに達しなかったが、PCV20接種後のOPAの幾何平均上昇倍率がベースラインの22倍と高かったことを考慮すると臨床的な効果を必ずしも否定するものではないと考えられた。

(参考) ワクチンの安全性についての知見② PCV20

- PCV20の安全性について、臨床試験でPCV13と比較して、有害事象の頻度に変化はないとの報告がある。
- 米国における市販後の安全性評価において、ギラン・バレー症候群についての安全性シグナルが特定されたが、詳細な解析の結果、PCV20によるリスクは最低限と評価された。

- 日本・韓国・台湾で実施された臨床試験において、PCV20接種後の局所反応の頻度及び重症度はPCV13と同程度で、ほとんどが軽症または中等症だった。全身性有害事象の頻度及び重症度はPCV13と同程度で、ほとんどが軽症または中等症だった。最も多く報告された全身性有害事象は、倦怠感と筋肉痛だった【下図左】。試験期間中の死亡例は報告されず、接種後1ヶ月以内の重篤な有害事象が参加者の0.6%以下（うちPCV20接種者では3/711例(0.4%)）で報告され、PCV20に関連する重篤な有害事象は認められなかった。
- 海外の臨床試験における、PPSV23の接種歴のある成人へのデータでは、約50%に接種部疼痛を認め、発赤、腫脹は10%以下であった。全身性有害事象としては、筋肉痛と倦怠感は約30%の被験者に認め、約20%に頭痛を認めた。
- 海外の臨床試験において、PCV20はPCV13と比較し、接種後の局所反応及び全身の有害事象に差はなかった。
- 添付文書に記載されている重大な副反応はショック、アナフィラキシー、痙攣（熱性けいれんを含む頻度は0.1%）、血小板減少性紫斑病。
- 2023年、米国のVAERS（Vaccine Adverse Event Reporting System）に報告されたPCV20の市販後調査で、ギラン・バレー症候群が11症例報告され、Data mining alertにより注目された。その後2024年10月時点で、米国ACIP（Advisory Committee on Immunization Practices）の評価ではワクチン接種によるリスクはminimalと判断され、成人に対するPCV20の推奨には変化がみられていない【下記右】。

○ 日本・韓国・台湾で実施された臨床試験（B7471009試験）における
全身反応・局所反応の概要（60歳以上）



○ ACIPにおけるギラン・バレー症候群の評価内容

- 2021年10月-2024年8月に、VAERSにおいて18歳以上で18例（100万人あたり0.7）のギラン・バレー症候群(GBS)の有意なシグナルを特定。
- FDA-CMSパートナーシップのデータを用いて追加解析を実施
 - ✓ 65歳以上において、PCV20接種後のGBSの有意なシグナルを検出
 - ✓ 診療記録で確認された症例（chart confirmed）はなく、すべて請求データでの検出だった。
 - ✓ GBSについて異なる定義で集計すると有意ではなかった。
 - ✓ 発生率が10万人対10件未満と低く、信頼区間が広がった。
- 上記データを踏まえ、PCVワクチンの接種推奨年齢を65歳以上から50歳以上に広げるかの判断において、PCVワクチンの望ましくない効果はminimalと評価され、同ワクチンの接種対象が拡大した。

参照：成人用肺炎球菌ワクチンファクトシート2025年、文献117、文献118、文献119、文献120、文献147、文献149

(参考) より年齢が高い方に対するPCV20の有効性に係る科学的知見

○ PCV20の製造販売業者が実施した、過去一定期間の肺炎球菌ワクチンの接種歴がなくメディケアに1年以上継続して登録している65歳以上の米国在住の方を対象とした、後ろ向きコホート時間区分デザインを用いた研究において、PCV20の全てのIPD及び肺炎に対する有効性 (VE) が示されたものの、接種時年齢の上昇に伴い減少していくことが示された。

※ なお 本研究はポスター発表であり、査読を受けた論文ではないことに留意。

Amanda C. Miles, et al. (ID Week. 2025)¹

研究方法：

- 米国において、メディケアパートA+Bに1年以上登録し、調査期間内に1回以上請求を行っている、2022年1月28日時点で65歳以上の米国在住の方を対象として、後ろ向きコホート時間区分デザインを用いた研究を実施した。PCV20非接種者の追跡期間は条件を満たしてからPCV20を接種するまでとし、PCV20接種者の追跡期間は、ワクチン接種後30日後以降とした。性別が不明な方、基準日以前に死亡した方、2022年1月28日から基準日までMedicare Part Cに加入歴がある方、又は2022年7月1日以前のPCV20の接種歴のある方、またはPCV15を基準日以前のいずれかの時点で接種した方は各該当する追跡期間を対象外とし、PPSV23接種後2年間、PCV13接種後5年間は追跡の調査対象外とした。PCV20の接種歴はNational Drug Codes and Common Procedure Terminology Codesを用いて判定し、侵襲性肺炎球菌感染症(IPD)や、原因を問わない全ての肺炎(ACP)については、diagnostic codesを用いて判定した。推計したハザード比(HR)を用いて、ワクチン有効性(VE)を(1 -HR)×100%とした。
- なお、血清型に係る情報は未取得であった。

結果：

PCV20非接種群は合計16,043,844人、PCV20接種群は合計2,008,313人を対象とし、接種時年代別のIPD及びACPに対するPCV20の有効性(VE)は以下のとおり。

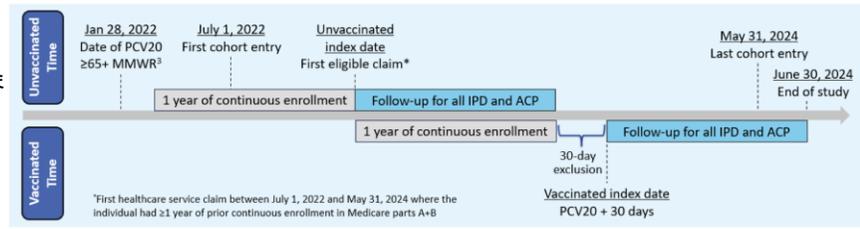
| | IPDに対するVE | ACPに対するVE |
|--------|-------------------------|-------------------------|
| 65～74歳 | 35.4% [95%CI:22.6-46.0] | 20.2% [95%CI:19.0-21.4] |
| 75～84歳 | 24.0% [95%CI:10.7-35.3] | 15.9% [95%CI:14.8-17.0] |
| 85歳以上 | 16.6% [95%CI:-1.4-31.4] | 12.5% [95%CI:11.1-13.9] |

限界：

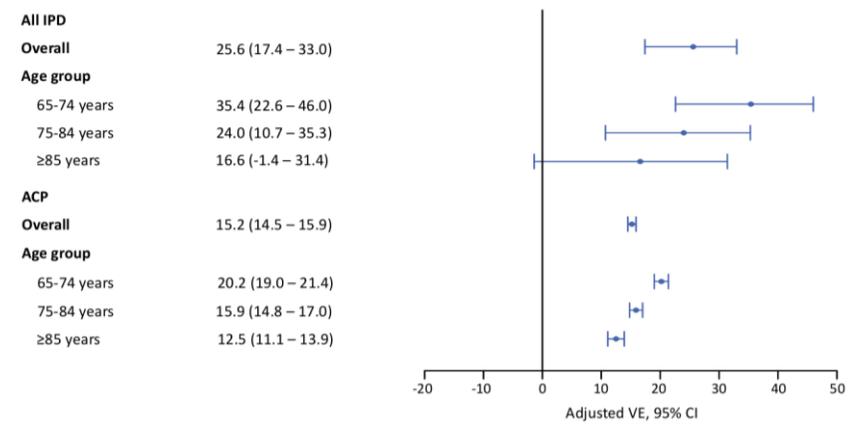
- 本研究における限界として、Medicare Parts A+Bの方のみを対象とした研究であり、一般化には留意が必要であること、未調整のバイアスや交絡因子が存在しうること、VE等は地域の疫学状況によって変わりうるということが記載されている。

1 : Amanda C. Miles, et al. Real-world effectiveness of 20-valent pneumococcal conjugate vaccine among adults 65-74, 75-84, ≥85 years of age in the United States. Presented at IDWeek 2025; October 21, 2025, Atlanta, GA © 2025 Pfizer Inc.

後ろ向き時間区分デザインにおける調査対象期間のイメージ



年齢別の侵襲性肺炎球菌感染症及び全ての原因の肺炎に対する調整後のPCV20の有効性



(参考) 研究班におけるワクチンの費用対効果： PCV20接種における接種年齢に係る追加分析（再掲）

- 基本分析で最も費用対効果に優れていたPCV20の接種について、接種年齢に係る追加分析を実施した。
- PCV20の接種年齢を上昇させた場合、非接種と比較して、65歳及び70歳で費用対効果が良好だったが、75歳及び80歳ではICERが500万円を超え、費用対効果が悪かった。

○ 基本分析で最も費用対効果に優れていたPCV20の接種についての、接種年齢に係る追加分析

| | | 費用 | 増分費用 | QALY | 増分QALY | ICER (万円, vs非接種) |
|-----|-------|--------|-------|----------|---------|---------------------|
| 65歳 | 非接種 | 52,930 | | 14.97955 | | — |
| | PCV20 | 58,593 | 5,663 | 14.98443 | 0.00488 | 116.0 |
| 70歳 | 非接種 | 49,866 | | 12.44796 | | — |
| | PCV20 | 55,760 | 5,894 | 12.45104 | 0.00308 | 191.2 |
| 75歳 | 非接種 | 45,181 | | 9.84739 | | — |
| | PCV20 | 52,556 | 7,375 | 9.84819 | 0.00079 | 931.0 |
| 80歳 | 非接種 | 35,537 | | 7.57351 | | — |
| | PCV20 | 45,381 | 9,844 | 7.57434 | 0.00083 | 1,189.6 |

- ・ 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 『公的医療及び社会の立場からのワクチンの費用対効果の評価法及び分析方法の確立のための研究』（研究代表者 池田俊也）（研究実施期間令和5年度-令和7年度）による分析結果。詳細は「資料1-2 池田委員提出資料」参照。
- ・ 保健医療費支払者の立場として、ワクチン接種費用及び医療費を100%分析に組み込み。
- ・ IPD（髄膜炎・菌血症）の罹患率は2019年の感染症発生動向調査のデータを使用、NBPの罹患はMorimoto et.al. 2015（ファクトシート文献81）のデータを使用
- ・ ワクチンの有効性：接種年齢が与える影響を考慮するため、PCV13の臨床試験（ファクトシート文献144）を基に、70歳・75歳・80歳のワクチン有効性を原論文の図から抽出し分析に使用した。
- ・ ワクチンの効果減衰については、ファクトシートの文献143、145、176及びPPSV23に係る海外の費用対効果分析を踏まえ、PCVについては接種後5年は維持され、15年目に効果消失、PPSV23については初年度から15年目にかけて単調に効果消失すると設定。
- ・ ワクチン価格については、PCV15及びPCV20について7200円、PPSV23について4735円、接種費用3200円と設定。

(参考) 研究班におけるワクチンの費用対効果： 各年齢のPPSV23既接種者へのPCV20接種に係る追加分析

- 基本分析で最も費用対効果に優れていたPCV20の接種について、各年齢のPPSV23既接種者に接種することの費用対効果についての追加分析を実施した。
- 65歳でPPSV23を接種済みの70歳-85歳に、さらにPCV20を接種することを想定した場合、70歳では費用対効果が良好だったが、75歳、80歳では費用対効果が悪かった。

○ 基本分析で最も費用対効果に優れていたPCV20の接種についての、各年齢のPPSV23既接種者に係る追加分析

| | | 費用 | 増分費用 | QALY | 増分QALY | ICER (万円, vs非接種) |
|-------------------------|----------|--------|--------|-----------|---------|---------------------|
| 65歳でPPSV23を 接種済みの70歳 | PCV20非接種 | 48,830 | | 12.449277 | | — |
| | PCV20接種 | 55,105 | 6,274 | 12.451714 | 0.00244 | 257.5 |
| 65歳でPPSV23を 接種済みの75歳 | PCV20非接種 | 44,832 | | 9.847694 | | — |
| | PCV20接種 | 51,795 | 6,963 | 9.848383 | 0.00069 | 1,010.0 |
| 65歳でPPSV23を 接種済みの80歳 | PCV20非接種 | 35,537 | | 7.573511 | | — |
| | PCV20接種 | 45,541 | 10,004 | 7.574515 | 0.00100 | 996.5 |

- ・ 厚生労働科学研究費補助金 新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業 『公的医療及び社会の立場からのワクチンの費用対効果の評価法及び分析方法の確立のための研究』（研究代表者 池田俊也）（研究実施期間令和5年度-令和7年度）による分析結果。詳細は「資料1-2 池田委員提出資料」参照。
- ・ 保健医療費支払者の立場として、ワクチン接種費用及び医療費を100%分析に組み込み。
- ・ IPD（髄膜炎・菌血症）の罹患率は2019年の感染症発生動向調査のデータを使用、NBPの罹患はMorimoto et.al. 2015（ファクトシート文献81）のデータを使用。
- ・ ワクチンの有効性：PCVについては接種年齢が与える影響を考慮するため、PCV13の臨床試験（ファクトシート文献144）を基に、70歳・75歳・80歳のワクチン有効性を原論文の図から抽出し分析に使用した。PPSV23については、メタアナリシス（ファクトシート文献138）における65-74歳に接種した場合の有効性データ（IPDに対して45%、PPSVに対して18%）を使用した。
- ・ ワクチンの効果減衰については、ファクトシートの文献143、145、176及びPPSV23に係る海外の費用対効果分析を踏まえ、PCVについては接種後5年は維持され、15年目に効果消失、PPSV23については初年度から15年目にかけて単調に効果消失すると設定。
- ・ ワクチン価格については、PCV15及びPCV20について7200円、PPSV23について4735円、接種費用3200円と設定。

(参考) 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種対象者に係るこれまでの経緯

- 高齢者に対する肺炎球菌感染症の定期接種については、平成26年10月から、65歳以上の5歳刻みごとの年齢となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間意にある者等を対象に令和5年度まで経過措置を実施した。
- 令和6年度からの経過措置の終了に伴い、実年齢で、65歳の者等を対象に定期接種を行っている。

平成26年10月～令和5年度までの定期接種対象者

【定期接種の対象者】

1 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者（※1）

2 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令（※2）で定めるもの

※1 平成26年10月1日から平成27年3月31日までの間は、平成26年3月31日において100歳以上の方も含み、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、平成31年3月31日において100歳以上の方も含む。

※2 予防接種法施行規則（昭和23年8月10日厚生省令第36号）（抄）

厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

令和6年度以降における定期接種対象者

【定期接種の対象者】

1 65歳の者

2 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令（※）で定めるもの

※ 予防接種法施行規則（昭和23年8月10日厚生省令第36号）（抄）

厚生労働省令で定める者は、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。